

27 円台寺	28 滴 水	29 投 刀 塚
32 木 留	33 辺 田 野	34 鎌 田
38 山 口	39 万 葉 寺	40 硯 川

行政区画

熊 本 県  
熊 本 市  
北 区

記号

△ 37.2	三角点	△ 25.02	三角点
● 42.3	気象観測所	○ 25.02	気象観測所
▽ 35.6	気象観測所	○ 25.73	気象観測所
■ 25.73	気象観測所	○ 12.3	気象観測所
○ 12.3	気象観測所	○ 15.8	気象観測所
○ 15.8	気象観測所	△ 25.02	気象観測所
△ 25.02	気象観測所		

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定  
による測高基準系  
投影はメメルカトル図法  
図面に表示してある標高はキロメートル単位  
平面直角座標値は世界測地系に对应  
方眼は0.5キロメートル間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

平成25年測量  
令和4年修正

1.令和2年12月撮影  
2.令和4年5月現地調査

0 50 100 200 300 400 500

1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）平24 九公 第13号  
この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）令3 九公 第168号

計画機関 熊本市  
作業機関 株式会社パスコ





29 投刀塚	30 明徳	31 徳木原野
34 鏡田	35 楠野	36 梶尾
40 梶川	41 四方寄	42 鶴羽田

行政区画

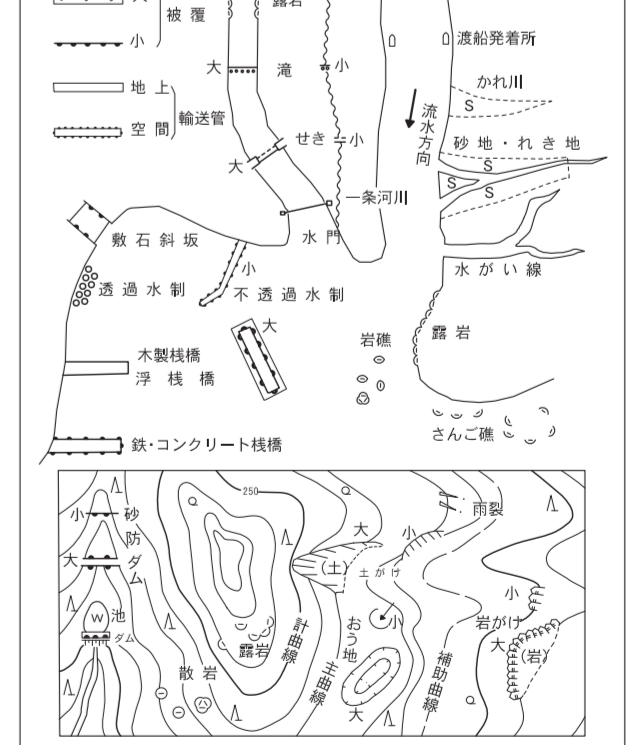
熊本県  
熊本市  
北区

記号

△ 37.2	三角点	△ 25.02	三角点
● 42.3	三角点	○ 25.02	三角点
■ 35.6	三角点	○ 25.02	三角点
■ 25.73	三角点	○ 25.02	三角点
○ 12.3	三角点	○ 25.02	三角点
○ 15.8	三角点	○ 25.02	三角点
△ 25.02	三角点	○ 25.02	三角点

高層道路	普通道路	歩道	歩道
道路	道路	道路	道路
道路	道路	道路	道路
道路	道路	道路	道路
道路	道路	道路	道路

部庁界	部庁界	部庁界	部庁界
部庁界	部庁界	部庁界	部庁界
部庁界	部庁界	部庁界	部庁界
部庁界	部庁界	部庁界	部庁界



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定  
による第II種縮尺  
投影は横メルカトル図法  
図形に表したる距離は半メートル単位  
平面直角座標は世界測地系に对应  
方角は0.5半メートル距離  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

平成25年測量  
令和4年修正

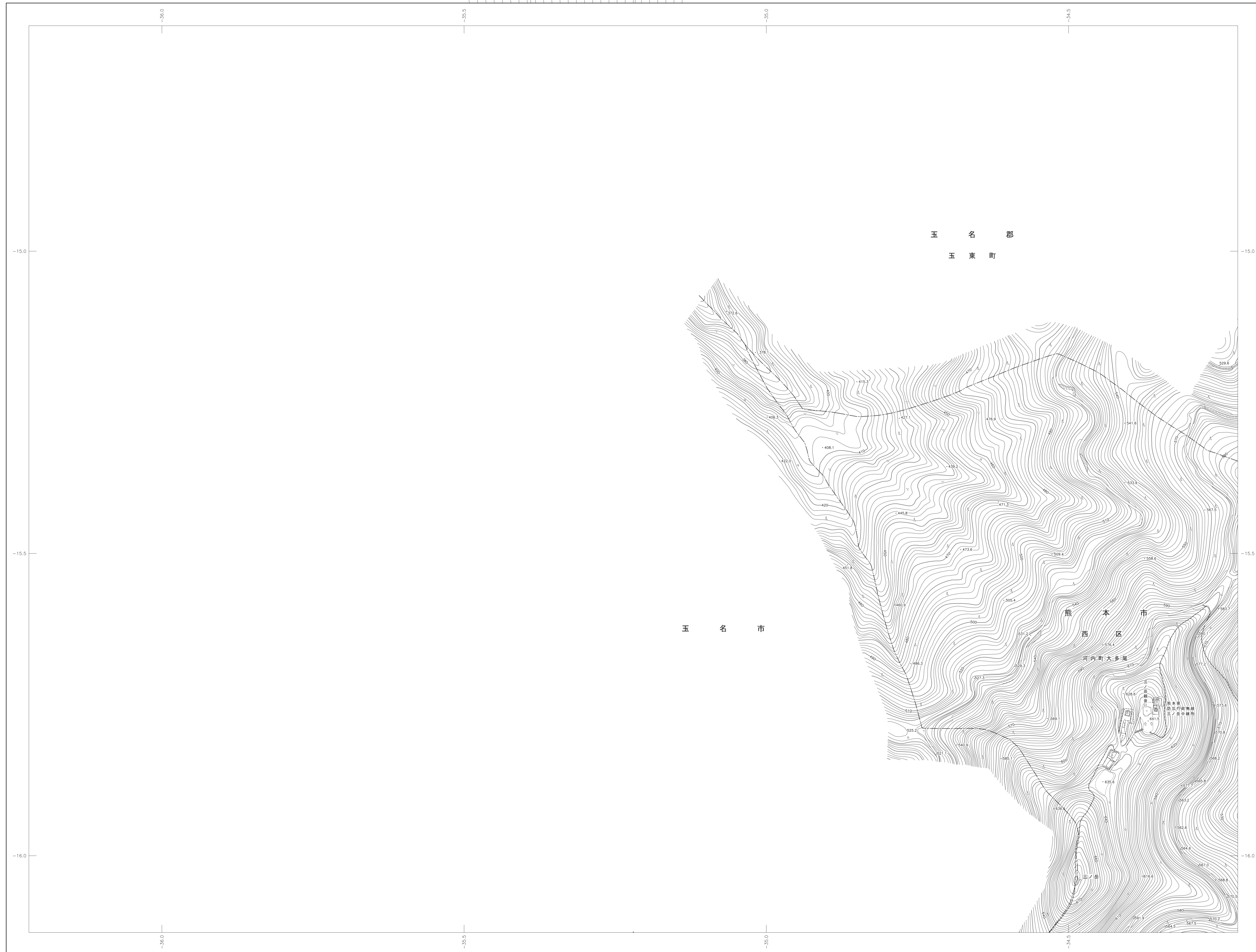
1.令和2年12月撮影  
2.令和4年5月現地調査

1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）平24九公第135号  
この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）令3九公第188号

計画機関 熊本市  
作業機関 株式会社パスコ





		32 木留
	37 三ノ岳	38 山口
47 南越	48 二ノ岳	49 東門寺西

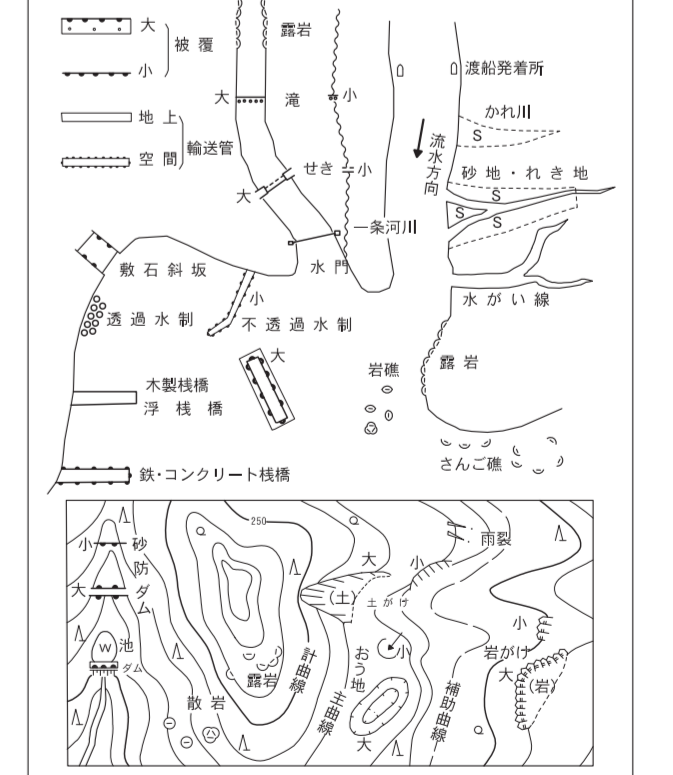


記号

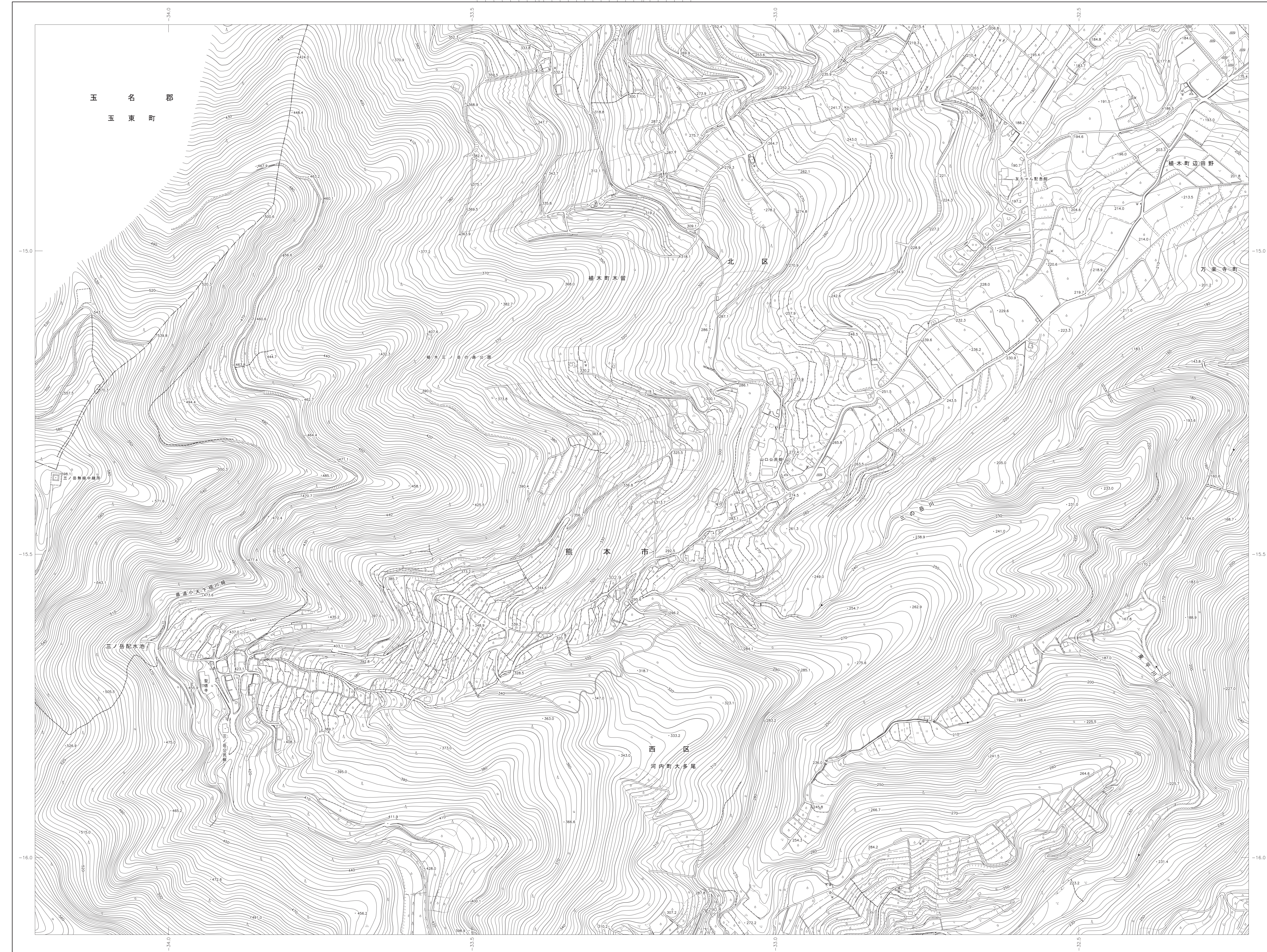
△ 37.2	三角点	△ 25.02	標高
● 42.3	公有地	▽ 35.6	公有地
■ 25.73	公有地	○ 12.3	公有地
○ 15.8	公有地	△ 25.02	標高

道路	道路	道路	道路
歩道	歩道	歩道	歩道
鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
水路	水路	水路	水路

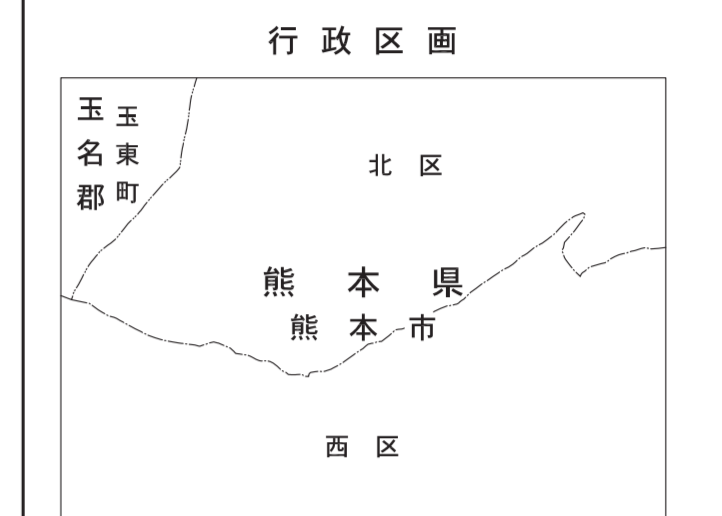
市界	市界	市界	市界
町界	町界	町界	町界
区界	区界	区界	区界



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第II種縮尺  
 投影は横メルカトル図法  
 図面に表示してある距離はキロメートル単位  
 平面直角座標値は世界測地系に対応  
 方角は0.5キロメートル間隔  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 等高線の間隔は2メートル



	32 木留	33 辺田野
37 三ノ岳	38 山口	39 万葉寺
48 二ノ岳	49 東門寺西	50 東門寺東

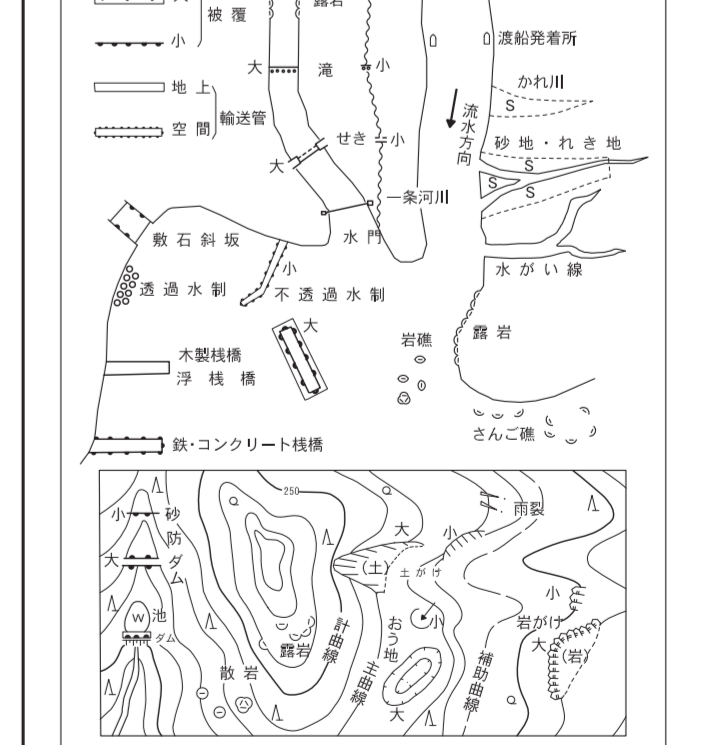


記号

△ 37.2	三角点
● 25.02	標高25.02m
○ 42.3	標高42.3m
▽ 35.6	標高35.6m
■ 25.73	標高25.73m
□ 12.3	標高12.3m
◇ 15.8	標高15.8m
△ 25.02	標高25.02m

—	普通道路	—	普通道路
—	国道	—	国道
—	市道	—	市道
—	歩道	—	歩道
—	鉄道	—	鉄道
—	河川	—	河川
—	境界	—	境界

—	境界	—	境界
—	境界	—	境界
—	境界	—	境界
—	境界	—	境界



平成25年測量  
令和4年修正

1.令和2年12月撮影  
2.令和4年5月現地調査

0 50 100 200 300 400 500

1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助費を受けて得たものである  
（助費番号）平24九公第135号  
この測量成果は、国土地理院長の助費を受けて得たものである  
（助費番号）令3九公第166号

計画機関 熊本市  
作業機関 株式会社パスコ



32 木留	33 辺田野	34 鎗田
38 山口	39 万楽寺	40 祝川
49 東門寺西	50 東門寺東	51 貴

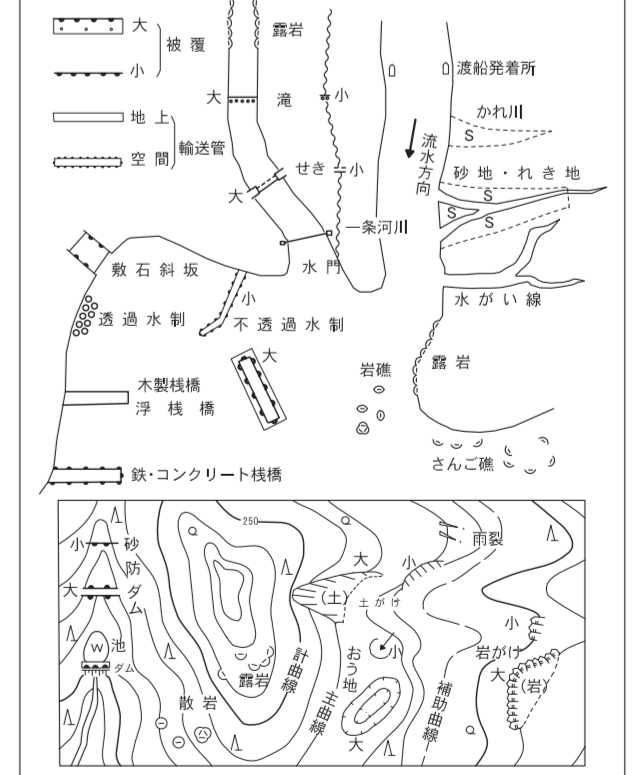


記号

△ 37.2	三角点	△ 25.02	三角点
● 42.3	三角点	● 42.3	三角点
▽ 35.6	三角点	▽ 25.73	三角点
○ 25.73	三角点	○ 12.3	三角点
○ 15.8	三角点	△ 25.02	三角点

—	普通道路	—	普通道路
—	主要道路	—	主要道路
—	歩道	—	歩道
—	鉄道	—	鉄道
—	河川	—	河川
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定により第1種縮尺  
投影は横メルカトル図法  
図面に表示してある距離は半メートル単位  
平面直角座標は世界測地系に対応  
方眼は0.5メートル間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

平成25年測量  
令和4年修正

1.令和2年12月撮影  
2.令和4年5月現地調査

0 50 100 200 300 400 500  
1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）平24 九公 第135号  
この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
（助言番号）令3 九公 第166号

計画機関 熊本市  
作業機関 株式会社パスコ



33 辺田野	34 倉田	35 楠野
39 万葉寺	40 硯川	41 四方寄
50 東門寺東	51 貴	52 大窪

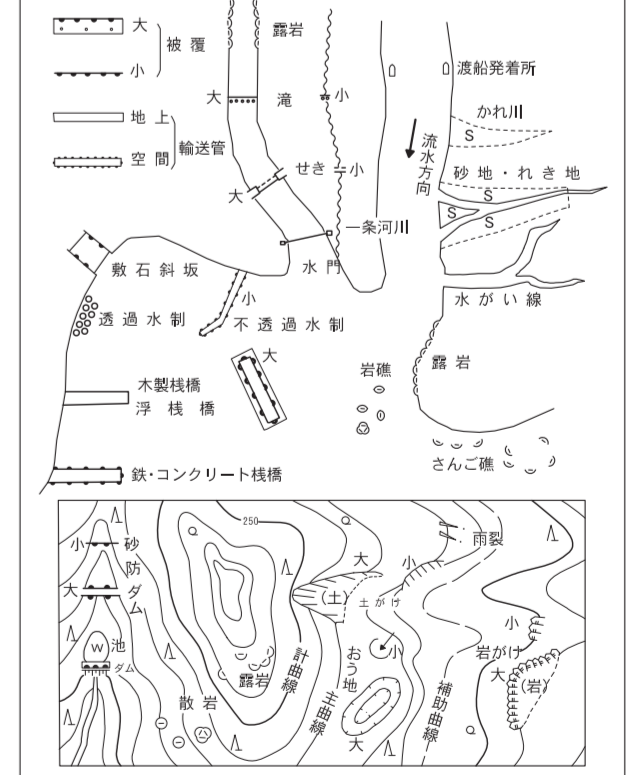


記号

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
● 25.02	標高不明	○ 37.2	三角点
○ 42.3	標高不明	○ 37.2	三角点
▽ 35.6	標高不明	○ 37.2	三角点
■ 25.73	標高不明	○ 37.2	三角点
・ 12.3	標高不明	○ 37.2	三角点
○ 15.8	標高不明	○ 37.2	三角点
△ 25.02	標高不明	○ 37.2	三角点

高規格道路	普通道路
国道	市道
歩道	遊歩道
鉄道	地下鉄
河川	排水路
境界	境界

市界	町界	大字界	郡界
市界	町界	大字界	郡界
市界	町界	大字界	郡界



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定  
による第II種縮尺  
投影は横メルカトル図法  
図面に表示してある座標値はキロメートル単位  
平面直角座標値は世界測地系に对应  
方角は0.5キロメートル間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

平成25年測量  
令和4年修正

1.令和2年12月撮影  
2.令和4年5月現地調査

0 50 100 200 300 400 500

1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助費を受けて得たものである  
（助費番号）平24 九公 第13号  
この測量成果は、国土地理院長の助費を受けて得たものである  
（助費番号）令3 九公 第188号

計画機関 熊本市  
作業機関 株式会社バスコ